

財産目録
令和8年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会
事業：法人全体

1 / 2

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産の部						
1 流動資産						
現金預金		-		-	-	36,335,671
預貯金	県央愛川農業協同組合ほか	-	運転資金として	-	-	36,335,671
事業未収金	介護予防ケアマネジメント 費収入など	-	報酬等の未収額	-	-	9,450,177
貯蔵品	郵便切手	-	通知発送等のための切手	-	-	38,650
商品・製品	食品、飲料等	-	ふれあいショップ希望販売 用	-	-	74,627
前払金		-		-	-	22,000
その他前払金	貸コンテナ利用料	-	R8年4月分として	-	-	22,000
流動資産合計						45,921,125
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	県央愛川農業協同組合	-	基本財産積立	-	-	1,000,000
基本財産合計						1,000,000
(2) その他の固定資産						
建物附属設備	光LANケーブル設備	-	情報推進化事業として	297,000	296,999	1
構築物	ボランティア啓発塔	-	ボランティア啓発に設置	1,291,500	1,291,499	1
車輛運搬具	車両14台、スクーター1台	-	事務用、利用者送迎用等	28,567,829	26,775,468	1,792,361
器具及び備品	防災用エアテント等	-	事業運営用器具として	15,133,040	13,578,620	1,554,420
有形リース資産	パソコンシステム関連機器 等	-	情報推進化事業として	10,131,000	1,350,800	8,780,200
長期貸付金		-		-	-	219,000
緊急援護資金貸付金	借受者7名	-	緊急に必要な資金の貸付	-	-	219,000
退職手当積立基金預け 金	全国社会福祉協議会	-	専任職員の退職に備えるた め	-	-	67,416,740
退職給付引当資産		-		-	-	19,287,850
福利協会退職年金引 当資産	神奈川県福利協会	-	専任職員等の福利厚生事業 及び退職に備えるため	-	-	19,287,850
社会福祉基金積立資産	県央愛川農業協同組合	-	社会福祉、地域福祉推進を 目的とする事業への活用	-	-	91,511,161
V活動振興基金積立資 産	相愛信用組合	-	ボランティア活動の振興を 目的とする事業への活用	-	-	35,502,293
財政調整基金積立資産	県央愛川農業協同組合ほか	-	地域福祉推進の事業運営の 安定化を図るため	-	-	31,775,000
その他の固定資産合計						257,839,027
固定資産合計						258,839,027
資産合計						304,760,152
負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	光熱水費等の未払金	-		-	-	10,695,075
その他の未払金	雇用保険料不足額等	-		-	-	27,721
1年以内返済予定リー ス債務	R8年度パソコンシステム関 連機器リース料	-		-	-	2,026,200
未払費用	非常勤職員給与等の未払費 用	-		-	-	1,927,888
預り金	ボランティア保険加入金	-		-	-	57,300
職員預り金		-		-	-	2,767,964
源泉所得税預り金	厚木税務署	-		-	-	366,208
住民税預り金	愛川町役場ほか	-		-	-	266,800

法人：社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会
事業：法人全体

2 / 2

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
社会保険料預り金	日本年金機構 厚木年金事務所	-		-	-	2,134,956
流動負債合計						17,502,148
2 固定負債						
リース債務	パソコンシステム関連機器	-		-	-	6,754,000
退職給付引当金		-		-	-	86,704,590
全社協退職給付引当金	専任職員	-		-	-	67,416,740
福利協会退職給与引当金	専任職員、嘱託職員	-		-	-	19,287,850
固定負債合計						93,458,590
負債合計						110,960,738
差引純資産						193,799,414

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。